（一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合）

収入

印紙

　　　　　　　　　　　　（甲）候補者氏名

　　　　　　　　　　　　（乙）自動車所有者名

上記の甲、乙は選挙運動用自動車使用について、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第１条　契約する自動車は下記のとおりとする。

　(１)　種　　類

　(２)　車　　名

　(３)　年　　式

　(４)　車体番号

　(５)　登録番号

　(６)　契約金額　金　　　　　　　　　　円（消費税込）

２　本契約に係る納車場所及び契約期間は次のとおりとする。

　(１)　納車場所　　甲の指定する場所

　(２)　契約期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

（契約対象品の納入）

第２条　乙は、甲の指示により契約対象品（以下「現品」という。）を甲の定める期日までに納車するものとする。

（代金支払）

第３条　乙は、契約内容に基づく現品を甲に納入、承認を得るものとし、代金支払については次のとおりとする。

　(１)　360,500円（以下「基準限度額」という。）以内の場合、乙はその全額をむつ市に請求するものとし、むつ市は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、基準限度額を超える金額については、甲に請求するものとする。

　(２)　公職選挙法第93条（供託物没収）に該当した場合、乙はその全額を甲に請求するものとし、むつ市に対して請求はできないものとする。

（契約の解除）

第４条　乙が、正当な理由なくして本契約の各条項に違反した場合または、乙が本契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合、甲はこの契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第５条　前項の規定により本契約が解除され、甲に損害が生じたとき乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

（疑義等の決定）

第６条　この契約に定めのない事項及び、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）

（乙）